

三木市・吉川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三木市・吉川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定により、三木市・吉川町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、顧問及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額8,000円とする。ただし、三木市及び美嚙郡吉川町（以下「両市町」という。）の長、その他の常勤の職員及び議会の議員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために、両市町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 協議会の委員等に支給する旅費については、三木市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月8日から施行する。